

会 議 記 録

附属機関の名称	熊谷市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	令和7年8月19日（火曜日） 午後1時30分から午後2時10分まで
開催場所	熊谷市役所2階議会棟 第1委員会室
出席者	【委員】 大山美智子会長、出井哲司副会長、 小林國章委員、栗木祥子委員、岡田恒雄委員、吉田公一委員、 田島清委員、栗原和江委員、町田克則委員、大野伸廣委員、 井上貴美子委員、沼倉素子委員 【事務局】 長谷川総務部長、横森庶務課長、森副課長兼行政係長、 篠崎主任、木部主事
傍聴人	なし
問合せ先 (所管課)	総務部庶務課（市役所本庁舎4階） 048-524-1111（内線223）
内容	【委嘱状の交付】 大山委員及び小林委員に対し、委嘱状を交付した。 【議題1】 会長の互選について 会長に大山委員を選出した。 【議題2】 令和6年度情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況について (1) 情報公開の受付件数は134件となり、処理件数は全部公開108件、 部分公開162件、非公開31件となった。 (2) 個人情報の開示請求の受付件数は53件となり、処理件数は全部開 示11件、部分開示35件、不開示6件となった。 <質疑> (情報公開) Q 請求に対して非公開決定がされて納得がいけない請求者もいると 思うが、その場合はどのように対応しているのか。 A 条例により公開が可能な範囲は決まっているため、その旨を丁寧 に説明して対応している。 Q 説明してもなお納得がいけない場合はどうするのか。 A 新たに異なる内容の請求や審査請求をする方もいる。 Q 文書不存在の決定をする場合、本来作成すべき行政文書を作成し ておらず、文書不存在となるのか。どのような場合に文書不存在と なるのか。 A 職務上作成し、又は取得していないため文書が存在しない場合や 保存年限を経過しており、現在当該文書を保有していない場合など に文書不存在として決定している。 (個人情報保護) Q 個人情報保護ファイル簿とはどのようなものか。 A どのような目的でどのような個人情報を収集しているかという情 報をまとめたもの。例えば、納税業務では、適正な市税の徴収とい

	う目的があり、そのために必要な氏名、住所、連絡先及び資産や収入に関する情報を取得している。 Q 1000人未満の個人情報ファイル簿には、どのようなものがあるのか。 A 個別のシステムなどで管理しているもの。例えば、数百人を対象としたアンケートなど、対象となる人数が少ないものが挙げられる。
--	---